

## 新たな運営体制における料金設定について

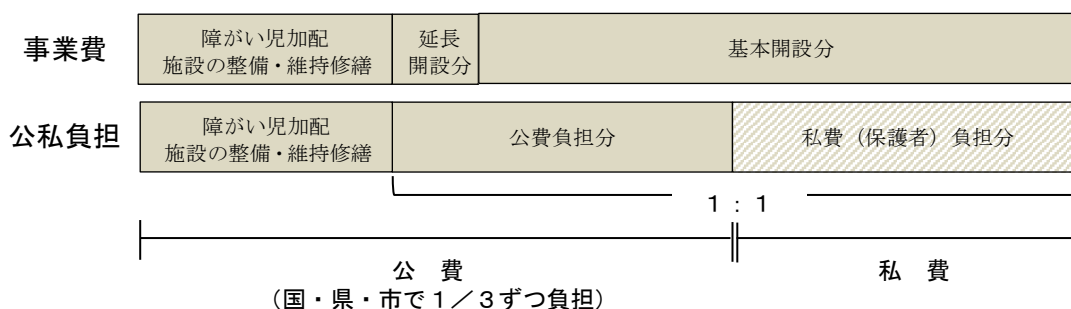
## ◎ 趣 旨

子どもの家・留守家庭児童会（以下「子どもの家等」という。）の新たな運営体制において、保護者から徴収する料金の設定について意見を伺うもの

## 1 子どもの家等事業における利用料金の設定手順

- (1) 本市全体の総事業費を積算
- (2) 利用時間の区分ごとの対象経費を積算
- (3) 利用者数を基準として1人当たりの経費を算定
- (4) 受益者負担率（50％）を乗ずる
- (5) 端数を切り捨てる

## 【参考】移行後の事業費イメージ



## 2 市議会への議案提案に向け現在検討している金額の試算案

利用区分	対象時間帯	料金/単位
基本利用 ※通年利用を前提に月単位 で平準化した料金とする。	月～金曜日 放課後～18時 土曜日・長期休業時 7時30分～18時	7,600円/月
学校休業 期間中 のみ利用	春休み（4月）	2,300円/期
	春休み（3月）	2,300円/期
	夏休み	12,800円/期
	秋休み	920円/期
	冬休み	1,800円/期
延長利用	全ての時期 18時～19時	100円/時

※ 上記と別途、月額2,000円程度の実費（おやつ代、教材代など）を法人が徴収

※ 利用者にとって利便性が高く、移行に伴う混乱が生じない方法として、現行と同様に法人が料金徴収を行う。

※ 月曜日から土曜日を利用した基本利用の平均額（R1.10 本市調査結果）

- ・中核市平均 : 7,340円
- ・県内他市平均 : 8,525円（矢板市，下野市，那須塩原市，那須烏山市）
- ・本市の分布（最高額 : 10,342円，最低額 : 4,092円，平均額 : 6,449円）